

金沢市まちなか自転車利用環境向上計画の中間見直しについて

◆現行計画の基本コンセプト

「自転車を安全・快適に利用できるまち・金沢」

- 自転車を公共交通と組み合わせた都市交通の一つとして再認識
- 市民・来街者の身近な移動手段として利用できる環境を整える

◆現行計画の4本柱

- ①自転車通行空間整備「はしる」
～自転車通行空間の安全性向上を図る～
- ②駐輪環境整備「とめる」
～便利で使いやすい駐輪環境の創出を図る～
- ③自転車利用促進「つかう」
～公共交通としての自転車利用促進を図る～
- ④ルール・マナー向上「まもる」
～自転車利用者のルール遵守・マナーアップを図る～

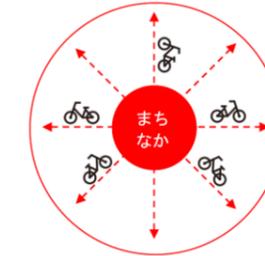
◆計画見直しの背景

- ・国土交通省と警察庁が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定（平成24年11月）
- ・改正道路交通法が施行（自転車の路側帯通行を左側に限定するなど）（平成25年12月、平成27年6月）
- ・「金沢自転車ネットワーク協議会」（学識者、警察、国、県、市で構成）において、「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」、「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）」を策定（平成25年度）
- ・「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」制定（平成26年3月）
- ・都市像「世界の『交流拠点都市金沢』」（平成25年3月）、重点戦略計画（平成26年2月）の策定

◆見直しの方向性

「つなぐ・ひろめる」（まちなか→市域全体へ）

- ・現行計画の4本柱を基軸としつつ、これまでの取組や成果を「つなぐ・ひろめる」という視点から見直しを行い、市域全体の自転車利用環境向上を目指す。



4本柱の市域全体への展開

はしる	とめる
つかう	まもる

【中間見直しの概要】

●「はしる」－自転車通行空間整備－

■施策の展開方針

- ・現行計画の基本的な考え方を踏まえつつ、「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）」や「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」に基づき、自転車通行空間の整備を推進する。

■「つなぐ・ひろめる」の施策

★自転車通行空間の整備を郊外にひろめる ★ネットワークとしてつなぐ

- ・自転車利用者が多く、高い整備効果が見込まれる高校周辺や、小学生の通学路など歩行者の安全を確保すべき路線などを対象に、まちなかのみならず郊外部においても「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」に基づき整備を進めることで、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出を図る。

●「とめる」－駐輪環境整備－

■施策の展開方針

- ・長期駐輪対策など駐輪場の適正利用を推進するとともに、駐輪需要に応じた新たな駐輪施設の整備を推進する。
- ・スポーツ車や電動アシスト自転車などの多様な駐輪ニーズへの対応など、駐輪環境の充実に努める。
- ・自転車等放置禁止区域の拡大、駐輪場の附置義務化・有料化に関する調査・検討を引き続き進める。

■「つなぐ・ひろめる」の施策

★駐輪場の整備や適正利用の取組をひろめる ★自転車と公共交通をつなぐ

- ・駐輪場の整備や適正利用の取組については、まちなかのみならず、郊外部においても随時進める。
- ・北陸鉄道石川線・浅野川線の駅や主要バス停における駐輪環境を整備し、自転車と公共交通の結節性の向上に努める。

●「つかう」－自転車利用推進－

■施策の展開方針

- ・公共レンタサイクル「まちなか」については、北陸新幹線開業に伴う利用者増に対応するため、ハード・ソフト両面の充実を図る。また、観光利用だけでなく、市民の通学・通勤等の利用を促進する。
- ・モビリティマネジメントの一環として、自転車の有用性を広く市民にアピールし、自転車の利用を促進する。

■「つなぐ・ひろめる」の施策

★「まちなか」のサービスや自転車の有用性の認識をひろめる ★回遊性を向上させて地域をつなぐ

- ・公共レンタサイクル「まちなか」については、利用ニーズを踏まえたサービスエリアの拡大やサービス内容の充実を図る。
- ・モビリティマネジメントの観点から自転車の有用性（健康面、環境面、経済面などのメリット）を広く市民にPRし、認識を深めることでクルマからの利用転換を図る。

●「まもる」－ルール・マナー向上－

■施策の展開方針

- ・市民、地元組織、企業、市民団体、学校関係者、交通事業者、行政（国・県・市・近隣市町・県警）等の協働により、子どもから大人までの自転車利用者に対する意識啓発活動を実施する。

■「つなぐ・ひろめる」の施策

★ルール・マナー向上の取組をひろめる ★幅広い利用者の安全意識をつなぐ

- ・これまでの取組で十分なアプローチができていない大人（一般成人）や大学生、自動車ドライバーへの周知・啓発を推進する。
- ・来街者への自転車ルール・マナーの意識啓発を図る。
- ・自転車通行空間整備に合わせたルール・マナー向上の取組について検討・実施する（近隣市町との連携による街頭指導等）。